

かたり通信

題字 by Saijo

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

高裁金沢の美浜 3・高浜 1,2 仮処分結審！ 関電の「開き直し」に驚き！

本会事務局 小野寺恭子



名古屋高裁金沢支部での美浜原発 3 号機・高浜原発 1・2 号機の仮処分結審の 7 月 11 日は真夏日。大変な暑さの中、福井から、京都から、名古屋から、そして金沢から、応援に駆け付けた仲間・弁護士の皆さんが結集。法廷での傍聴はできないのですが、裁判終了後に裁判所の隣の金沢弁護士会館で報告集会が行われ、弁護士の皆様のていねいな報告があり、年内に裁判所から決定が出されるとのことでした。その中で特に印象に残ったコメントを報告します。

弁護団長である井戸弁護士は「今回関電から出てきた準備書面で、従来なかったような表現があると思っていますので紹介します。」と以下の問題点を指摘しました。

「ひとつは立証責任に関する議論です。本来は原告にある立証責任を被告に転換すべきだと我々は主張していますが、「人格権に基づく妨害予防請求権が相手方が本来行使できる権利・自由を直接制約しようとするものであることに鑑みれば、そこは軽々に修正されるべきものはない。」と関電側は準備書面で主張している。(続く)

今号の主な内容

- ▼美浜・高浜仮処分で関電開き直し・・・1～2
- ▼総会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ▼名古屋訴訟判決講演会・・・・・・・・・・2～9
- ▼なぜ今「乾式貯蔵」なのか・・・・・・・・9～13
- ▼福井・石川県&核燃サイクルの訴訟・・・13～18
- ▼本の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・18～19
- ▼関電原発新設に着手表明・・・・・・・・・・20

そして原発を運転するという事を「本来行使できる権利・自由」と言っている。私はこれまでたくさん関電側の準備書面を読んでいます、こういう言い方をしてきたのは初めてです。そもそも原発を設置して運転するという事は誰もが自由にできるものではない。原発は許可制になっている。許可制とは原則禁止。ただ原子力規制委員会の審査を受け、許可されたものだけは例外的に運転を認める。従って審査は厳格になさなければならないし、それを司法でもチェックしなければならない。これが法律の建付け。本来行使できる権利であり自由であるという言い方は関電の開き直りである。」

「さらに関電は、もう原発事故を起こす可能性はないんだから原告人らを被害者とみなしてその保護のために原告人らの主張立証責任を軽減ないし相手方に転換すべきなどとは言えないと言っている。被害者ではないと言っているのは、事故は絶対に起こらないと言っているということ。その時点では事故は起こってないが事故が起こる可能性があって、人格権を侵害させられる可能性がある。事故が起こるか起こらないかは別にして、いつ事故が起こるかもしれない、自分たちの生活がずたずたにされることがあるかもしれない。それ自体が被害者である。そうでなくても日常的に放射性物質は平常運転でも放出されている。これらをまったく無視して被害者でないと言い切っている。」

この井戸弁護士のコメントについて河合弁護士が「こういう傾向は関電だけではない。原子力村全体、電力会社全体そして経産省。調子に乗って開き直って攻撃的になっている。残念ながら政府のエネルギー政策の改変、一連の司法の反動的な、政府の責任を認めない、原発の差し止めを認めないという姿勢。逆に私たちはたたき返す闘いをしなければならない。」と付け加えられました。

また 3.11 の原発事故で福島から金沢に避難されている浅田正文さんから「私たちの闘いは技術論争が中心だが、これからは人格権、生存権、哲学的文化的な大きな大きな議論が必要」とひとつの大事な視

点を述べてくださった。

聞いていた私自身も関電側の開き直りの姿勢と攻撃的な言い方にびっくりして、司法での闘いのハードルがぐんと高くなってきた現実を突きつけられた気分になった。

■2025年定期総会の報告

「裁判の会」の第12回定期総会を5月17日(土)午後1時より、福井市内の嶋田ビル2Fで、会場及びZoom参加のハイブリッド形式で開催しました。活動報告から事務局体制、さらに活動方針として「福井の老朽原発訴訟の会」に対する支援など8議案について参加の皆様から承認をいただきましたので、ここに報告させていただきます。議案詳細については、すでに総会資料一式を送付済みですので省略しますが、事務局体制については新たに菅井純子さんに事務局に加わっていただいています。

また今回の総会では、記念講演として「老朽原発40年廃炉訴訟 国策を追認する不当判決を読み解く！」という演題で、老朽原発廃炉訴訟弁護団事務局長の藤川誠二弁護士(愛知県弁護士会所属)からお話をいただきました。以下はその報告です。

2025年総会 記念講演

老朽原発40年廃炉訴訟 国策を追認する不当判決を読み解く！



弁護士の藤川です。先ほどご紹介がありましたように、老朽原発訴訟弁護団の事務局長をさせていただきます。今日は3月14日の判決について全部は無理です

けど、老朽化の部分を中心に、どんな判決だったのかということをお話したいと思います。最後には控訴

審をどうしていくのかという話もさせていただいて、皆さんのご意見も聞かせていただきたいと思います。

まず裁判の概要ですが、高浜原発の1号機と2号機を対象とした裁判と、美浜原発の3号機を対象とした裁判の2つで、いくつか争点を主張していますが、大多数の争点は被っていました。この裁判は行政訴訟で許認可の取消しなので、毎回同じ日に2つの裁判をやっている、判決も同日に出ました。高浜原発は600ページ、美浜原発は700ページの判決文でした。国と電力会社の主張をほぼなぞるような内容だった。もちろん争点によってはこちらの主張をある程度配慮するようなものも見られたが、基本的には国の主張のままという印象です。高浜原発1号機は運転開始から40年超ということで裁判を始めたのですが、もう50年を超えました。今年の11月には2号機も50年になります。美浜3号機も来年50年を迎える。本当に老朽化が進んでいます。

◆原告適格について

高浜原発から伊勢神宮までが162kmですが、今回の原告適格認定では、高浜原発は170km以内の住民に認められている。東京の方たちもいらっしまったのですが、東京以遠の方は原告適格が認められなかった。美浜原発は110km以内で認められたが、名古屋城までが130kmなので、狭いという感じを受けます。原告適格が認められる範囲が違ったのは、今回訴訟の対象にしている高浜原発は原子炉が2つ、美浜は1つということで、炉心の数を計算の根拠にしているということです。事故が起きた時の被曝の恐れのある数値として20ミリシーベルトというものが出て来ますが、福島第一原発の事故後、数値として意味を持ってきているものですが、一般公衆の線量限度の年間1ミリシーベルトという主張を我々はしていますが、その20倍以上でなければ、原告適格を認めないという判断です。

◆老朽化について

今回の裁判はどんな裁判かと言うと、40年を超える原発の廃炉を求める裁判です。運転期間延長認可

の取り消しを求めています。また、設置変更許可とか工事計画変更認可とか保安規定変更認可、あわせて4つの許認可の取り消しを求めています。40年を超える運転をするための許認可を対象とした行政訴訟です。被告は国です。関西電力が参加人になっています。

今回の裁判の争点をもう1回確認してもらえばと思いますが、判断枠組みの部分ほどの裁判にも基本的には共通する部分、それプラス今回の裁判では老朽化の危険を争っていたというところなんです。老朽化の中でも中性子照射脆化というものの進行状況というもの、あとは旧式の危険性とか、40年以上前の原発です。最近できた原発と比べれば技術的に古いというようなことについても大きな争点だと捉えていました。判決までに9年弱かかった長い裁判でしたが、このあたりの旧式の危険性とか、老朽化の総論の争点だと捉えている部分については裁判の前半部分で主張をたくさんしました。それが判決の中でどういうふう判断されるのかが気になっていました。

いわゆる老朽化というと、我々がぱっとまず念頭に浮かぶのは、そんな古い原発をいつまで使うのかと、そもそも型が古いでしょと。そういう意味で、これが総論、あとは本当に中性子照射脆化の例えば、理論式としておかしいとかクラッドの考慮がないとか、そういう部分はいわゆる各論、個別の争点ということになります。あと地震、火山、中性子照射脆化、電気ケーブル、使用済燃料のことが争点になっています。あとはこれも予備知識的なところですけども、今、美浜3号機の仮処分の差し止め仮処分をやっていますが、あれは民事の差し止めで、裁判の形態としてちょっと違います。ざっくり言うと、仮処分とか差し止め裁判というのは、原発の周りに住んでいる人たちが、事故があったときにいろんな被害を受ける危険があるから止めてくれと主張する裁判です。ただ、その理由については基本的には同じだと思ってもらえば結構です。判決を見ていく中では、その辺りの裁判所の書きぶりが違ってきます。

この裁判で言えば、その許認可を出すにあたっての、

原子力規制委員会が何にもなしに判断をするわけじゃなくて一応審査、こういう審査をしなさい、地震についてはこのガイドの規定に基づいてこういうふうな条件が守られているかということをしちゃんと確認しなさいっていう、そういう基準があります。その基準がそもそもおかしい、という主張が一つ。基準がおかしいとなったら、それに基づいた許認可は違法だとなります。また、基準は不合理ではないが、その基準を踏まえた上で今回の高浜原発1号機に当てはめるとき、この審査の過程の中で何か間違いや欠落があったという場合、その許認可は違法だとなり取り消せという話になります。その二つのルートがまずあるということですね。これを予備知識としてご理解いただければと思います。ひとつは基準の内容に不合理な点がないのか、基準の合理性ですね。もうひとつはこの規制委員会による新規制基準適合性が今回の原発についてどうかという判断です。基準適合性の審査というふうに呼んだりしていますが、その調査審議の過程に過誤欠落が存在するおそれがないかどうかということですね。

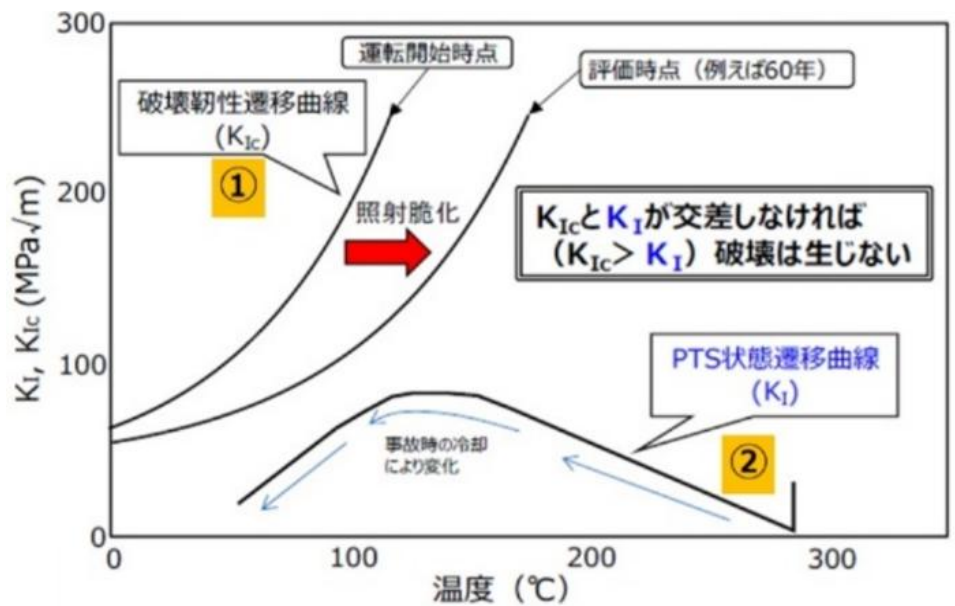
◆中性子照射脆化について

争点の方に行きましょう。中性子照射脆化のところから、少し時間をかけて話したいと思いますが、まず、中性子照射脆化が問題になるのは原子炉の压力容器です。まさにあの中に燃料が入っている部分が対象になります。金属は、その原子炉の燃料から中性子が照射されると、中性子が当たって脆くなるという性質があります。それ自体は避けられません。ですから、運転すればするだけ中性子脆化が進むという前提で話を進めます。

審査の中で一体どのような状況を想定して審査がされているか、特に運転期間延長認可の部分ですね。これは一つの条件が想定されています。まず異常が発生したとき、地震とか何か問題が起きたとき

に原子炉を冷やさなきゃいけない。福島でもありました。異常が発生したときに炉心を冷やそうとする、ただ運転を停止させるために制御棒を挿入するだけではなくて、水を入れて緊急に冷やさなきゃいけないという場面を想定した審査。そうすると原子炉の压力容器の中は200度300度近い高い熱と圧力がかかっている、そこに通常の水が注入されるという、冷却水って書いてありますけども別に氷水とかじゃなくて常温をイメージしてもらえばいいのかなというふうに思います。そうすると熱いものを急に冷やすと、冷やされることによって金属とか物質が収縮するので、そのときの中と外の温度差によって金属自体に引っ張られるような力がかかります。急激にそれがかかるので、それを加圧熱衝撃といいますが、熱によって発生するようなことですね。それをPTSと言います。

この図も何度も説明しているかもしれませんが、改めて見ていただくといいと思います。この右上に上がっていく破壊靱性曲線(ひび割れに対して材料側がどれだけ耐えることができるかという靱性を示しているもの)がまず一つあります。それからもう一つ、PTS状態遷移曲線という山なりの曲線があります。元々はこの曲線からだいぶ離れたところにこの曲線があるのだけれど、原発がどんどん稼働して行って運転を継続して、時間が経つと金属が脆くなり中性子照射脆化します。そうすると、この破壊靱性遷移曲線①の曲線



まず、先ほどご説明した原発自体が老朽化している、それから型が古いというような主張。これは佐藤暁さんという方の意見書を出して主張していました。さて、それはどういうふうに判断されたかという、ほとんど判断されていません。我々は総論的な部分をどのように位置付けようかを考えました。その内の一つは、例えば設置変更許可の違法性の判断よりも、運転期間延長認可の審査の方では、より厳しい基準で考えるべきだ、というような主張をしておりました。けれども判決では3行ぐらいで一蹴されています。裁判所の判決の引用ですけど、「その他、原告らは運転期間延長認可処分についてはより厳格な司法審査をすべきであるなどと主張するが、採用することはできない。」と。これは控訴審をどのように闘うのかという反省としてぜひ生かしていきたいと思っておりますが、裁判所にあまりうまく伝わってなかったのか、もしかすると裁判所が、こちらは個別の許認可処分の違法性の主張というよりも、本当に背景的な主張として言っているだけだと捉えた可能性があるかもしれない。でもここは我々としては大事なところですし、何か本質的な部分が裁判所でうまく争点化されてないという感じはしています。

◆基本モデル式に含まれる銅の拡散係数の誤りについて

金属が脆化する予測式みたいなものがJEAC4201-2007(編注:電気技術規程「原子炉構造材の監視試験方法(JEAC4201)」の2007年度版)の中にあるのですが、その予測式がそもそもおかしいという主張をしていて、これは小岩昌宏先生や井野博満先生がずっと前から指摘している問題でした。予測式が理論的におかしいのであれば、おかしいに決まっていると思うのですが、判決は「基本モデル式をもとにしたこの国内脆化予測法は、脆化の複雑な過程を比較的簡単な数式として近似した形で示した相関式であるから、これが理論式であるということを前提とする原告の主張には理由がない。」というものでした。理論式としておかしいことははっきりしているので、もし結論ありき的に考えるのだったら、理論

式でないとやってしまうのが一番早いと。かなり乱暴な言い方かもしれませんが。ただこれは国側の方もずっと、これは理論式じゃなくて相関式なのだと、言っています。理論的な誤りをだいぶ前から審議会の場などで学者の方たちが指摘しているので真っ向から理論式としてどうこうっていうのでは勝てないはずなので、これはもう相関式だということで、理論的にどうこうということ的前提とする主張は先がないと言ってしまったということです。基本的にはこれは国側の主張のままです。

この試験回次ごとに破壊靱性遷移曲線が危険側にシフトすることについて、というようなことについても争点として挙げていました。試験回次っていうのは、先ほど言った30年目で取り出した、40年目を取り出した。そうすると、この破壊靱性遷移曲線っていうのは、先ほどの曲線で言うと、30年目と40年目でこちらに移動するということは危険側です。デッドクロスするから、それは駄目でしょう。危険側にシフトするのはさすがにまずいでしょう。しかもこれから長く延長して運転しようとする、60年までやるという前提だったら、そこはちゃんとやってくださいという主張をしていました。

高照射領域、つまりたくさん照射を受けた領域において、予測を超える関連温度の上昇が生ずる可能性は否定できないと。試験回次が3回目4回目で、どんどん金属の脆くなる度合いが進行していると。それを関連温度と言ったりしますが、それが上昇している可能性が否定できないというふうに裁判官は一応認めるのです。けれども、「原子炉圧力容器内面における中性子照射量が、各原子炉施設から取り出された監視試験片の中性子照射量を上回る前の時点に新たな試験片を取り出し、追加データも用いて特定時点の関連温度を再予測することとしたり、(中略)予測の不確かさを補う対策をしていることも考慮すれば、本件反応速度式について理論式としての誤りが指摘され、専門家の間で意見が分かれている状況であるとしても、(中略)現在の科学技術水準に照らして不合理ということはできない。」としています。これも、結論が

変わりうる可能性をちょっと感じるのですが、他のところと違ってズバツと切られているわけじゃなくて、一定程度こちらの主張については考慮されていると考えられる。

これはどういうことかという、圧力容器の内面に監視試験片がまず置いてあって、既に取り出された監視試験片のその中性子の照射量も、元々出したものっていうのはその時点で、それ以上中性子照射はありませんよね。そこから得られたデータに基づいて、原子炉の中身を見ると圧力容器の壁があるのですが、監視試験片は当然壁よりも燃料棒に近いところに置いています。近ければ近いほど中性子を多く浴びるので、監視試験片は取り出した時点では、圧力容器の壁に当たっている中性子量よりもたくさん浴びているというのが前提です。そうすると、既に取り出された監視試験片の中性子照射量を上回る時点の前で、次の監視試験片を取り出すと言っているのです。いくつか監視試験片があって、30年目に監視試験片を取りました。そうすると実際の壁っていうのは30年目に取り出した時よりも少ない。それからまた運転します。そうすると、壁はまたどんどん上げてきた。でもおそらくこの壁に当たる中性子照射量がこいつを超える前に、次の監視試験片を取り出して調べるから大丈夫ですよ。予測なのだけれども全く未知の状態に取り出すのではなくて、その壁の状態というのは常に出している段階でわかっていると、ある意味30年目のだけれども、40年目50年目ぐらいの照射量のデータがあります。だから例えば40年目50年目の状況はわかっていますよ。もしこれを超えてしまったら本当に実際の圧力容器の壁の状態がわからなくなってしまうけれども、でもこの照射量を超える前に、次の監視試験片を取り出すから、そこでまた最新の状況が見えて、最新の将来の状態が測定できるはず。実際の壁の状態は、さらにその先に進んで脆化してしまっているような状態にはならないようにしています。常に再評価を繰り返すという条件を付しているから大丈夫ですよと言っています。

ここまで運転するのだが、一気にここのことはよく

わからないけれど、ちょこちょこ取り出してチェックをするから、この時点でより進んでいるかもしれない。でも進み幅が少ないでしょう。駄目だったらここでまた対策すればいい、あるいは止めればいいと。イメージ的にはそんな感じですよ。ちょっとずつ石橋叩きながら行くから大丈夫みたいな、とてもややこしい理屈だと思います。というか、それで許していいのかという話です。だって40年目の時点で、延長する期間60年目の予測をちゃんとしておきなさいっていう話なのに、いやいや、その間に再調査とか再予測とかするからいいのだと、それは法律の趣旨と違うのではないかと。法律は60年目時点での評価をしなさいと言っているのに、それはわからないと言っていたのです。予測がその予測を超えるような進行をしていることは否定できないと言っているのだから、そこは認めつつも、そういう条件を付けているから現時点では大丈夫ですよと言っているわけです。

◆原データの確認をしていないことについて

原データの確認をしてないという話。これも裁判の後半ぐらいで原告の方から国はちゃんとデータを見ているのかと、関西電力の方からちゃんと監視試験片のデータを見て、ちゃんと原データにまで遡ってチェックしているのかというようなことを言って、そしてもらってないということでした。先ほどの話で、30年目と40年目であんなふうにはずれるような、あれはやっぱり監視試験片のデータに基づいてやっているとしたら、やっぱり異常じゃないですか。そんな異常な状態というか予測がずれるようなものなのに、遡って原データからちゃんとやっているのですかと。確認してないってだけです。これが基準だと思わなくても、運転開始後30年を経過する日から、10年以内のできるだけ遅い時期に取り出した監視試験片の試験結果をちゃんと報告を受けることになったのですが、その中にはシャルピー試験というものの、いわゆる生データというか試験結果の原データは含まれないと解するのが相当だと、判決には書かれています。

裁判の中では、ここの論点については、国の方から、

そんな原データまで全部見ていたらどれだけ人がいても、どれだけ時間があっても足りない、そんな非現実的なことはおかしいという反論が出てきます。それは当然だと思う。だから我々は何でも原データを全て確認しなければならないと言っているわけじゃなくて、やっぱりこんなに予測が違うということは原データがおかしいのではないか、原データの正確性に疑義を生じさせるようなものである。そういうものについてやはり見るべきでしょうと。それを見ないのは実験データをごまかしている可能性がある。自動車会社でもありましたよね、排ガスの試験データを偽造していたという、ああいうことを大企業でもやっていますから、電力会社はやっていないという保証はないと思います。ただ今回のこの結果というのは、試験データの正確性に疑義を生じさせるものではないという。かえって元データを正確に用いたからこそ余裕が大幅に減少するという評価が明らかにされたという、むしろ良かったみたいなことを言っているぐらい、ちょっと何か変な説明になっているという感じがします。

あとは試験結果が少ないという主張もしていますが、試験結果数が少なかったとしてもそれは正確性に疑義を生じさせるものではないとされました。例えば濃度の測定をするときに1回ではなくて何回かします。測定誤差が当然ありますから、例えば10回取ってその平均にするとか、あるいは一番大きい値と一番低い値を除外してそれ以外で平均をとるとかいう方法があります。そうすると1回の試験で得られるデータが2、3個だったという場合どうなのか。それが3つほぼ一緒だったら別ですけども、ある程度幅がある。それだけしかやってないと非常にデータが少ない。あるいは先ほどの1回の取り出しのその試験片の中には、母材となる金属と溶接金属では特性が違ってくるので、金属の評価のときには、その母材の部分と溶接した部分、ここの部分を大体評価することが多いのですが、試験回次によってはどちらかしかないということもあった。しかもその内のデータが3個しかないという。それでデータとしての代表性があるのですか。そのデータを使ったらOKだったけれども、実はもう

一つデータがあったら平均がぐっと下がるとか、ぐっと上がるとかというようなときに、それは正確な予測ができるのかという問題がある。

僕は実は理系出身なのですが、理系の立場からすると、この問題はすごく大きい感じがしています。それをカバーできるぐらいのばらつきというものを考慮して、平均値に対してちょっと余裕を持たせて安全側で評価する。そのうちの一番危ないところでやるというのならわかるし、そうやっているもんだと思っていました。でも、そもそもそのデータ数が少ないというのは、そういうことができないということであり、ちょっと致命的な感じがします。

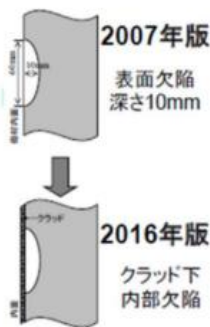
判決では「特に高照射領域が問題となる新しい時期の破壊靱性遷移曲線の設定においては過去に実施された母材および溶接金属のデータを用いることによって、1回当たりの試験データ数の少なさが補われているということが出来る。」となっています。この辺りはぜひ名古屋の裁判の控訴理由書をこれから夏に向けて作ります。そのときに、この論点について我々がどういうふうに反論するのか。控訴理由書というのは判決に対してここが違うという反論を書きますから、ぜひこの論点を覚えておいていただいて、原告団はどういうふうに法的に構成して主張するのだろうかというところに注目してもらえばいいと思います。

◆クラッドの考慮について

これはですね、先ほどの右下の曲線山なりの曲線、ここを担当しているのは井上弁護士という、ちょっと若い、非常にやり手の弁護士さんです。先ほどのこの右下の曲線、PTS状態遷移曲線、略してPTS曲線にします。PTS曲線というのは、基本的にはシミュレーションのような形で出しています。いろいろな材料に合わせた固有の熱伝導率とか熱伝達とかそういうような物性値と、あとはいろいろな状況に合わせたシミュレーション結果であります。左上の曲線、これは先ほどの監視試験片を取り出したデータを主に使っています。

ここで重要なのはこの、クラッドを考慮しているという点です。審査基準の一つに、JEAC4206-

2007(具体的審査基準)というものがあります。その審査基準では、そのクラッドというものの考慮を認めてないと我々は考えています。原子炉压力容器の内側に腐食防止のため、ステンレスでコーティングをしております。压力容器の母材っていうのは普通の炭素鋼でちょっと性質が違う。そういうものが原子炉の中にはあります。それをクラッドと言います。内張りのことです。これはあるんです。実際にはあるということが問題をややこしくしている。でも我々は、クラッドは考慮しては駄目だと主張しています。この基準の中にはクラッドを考慮しなさいという文はありません。物性値が変わってきますから。ステンレスと炭素鋼では金属の性質がちょっと違います。そうするとどちらの値を前提にして計算をするかによって、PTS 曲線の形が変わってくるのです。それが例えば左に寄ったり、上にぐっとなったりすると、これデッドクロスの可能性があります。だからここは重要だということでも実際影響するということも言われているのです。

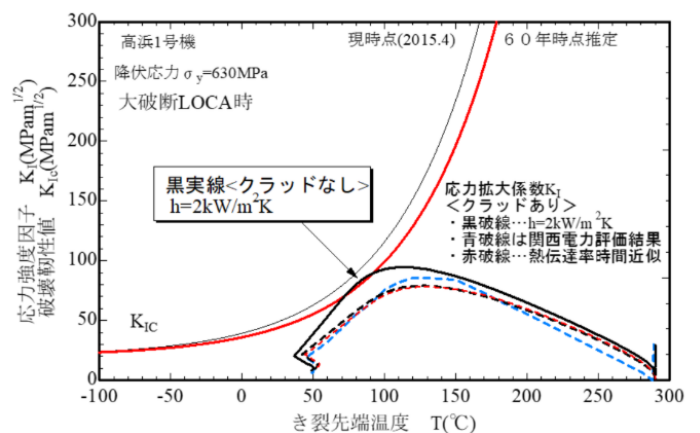


これがその JEAC の規定を見ると、先ほど言った PTS 評価では仮想欠陥の表面に傷があることを前提にしなさいとなっている。その傷は基本的には母材の方なんです。まあまあ大きいですよ。深さが 10

ミリ、長さが 6 ミリぐらいの、結構な深い傷、大きな傷を想定しています。そうすると実はこの許可が出たときの図っていうのは、こういうような図になっています。ここには何にもないんですよ。でもそれが 2016 年版っていうのが実はこの基準が少し改定されるようなものがちょっと出ていて、その中ではクラッドを考慮する場合にはこういう形ですね。しかも、仮想表面欠陥、半楕円表面欠陥っていうような記載が、こっちの方ではなっている。表面欠陥って言った、これはクラッドがないことを前提にしているというのがまず文言解釈としてはいえると考えています。ここは

純粋な基準の文言解釈みたいなのところも少しある。そこに徹することもできるのではないかと思ったのです。そういうところは裁判所の得意分野ですから、ここはいけるのではと少し期待はしていたのですが、そういう問題でした。

こちらの専門家の方をお願いをして、このクラッドがない状態で 1 回計算してけれませんかと言ったら、重なったのです。これは高浜の 1 号機だけで 2 号機は重なりませんでした。裁判の後半ぐらいでこういう状態ができて、これはインパクトがあると思いました。裁判所が関西電力に対して、「あなたたちも出しなさい。」と言ったら出てきたんですよ。クラッドなしで計算した場合、1 号機は運転開始 60 年時点でデッドクロスすることを認めました。あとは裁判官が、「この基準はクラッドなしでやらなければ駄目だ。」と言ったら勝てた可能性があります。判決文ではここについて、「クラッドに関する規定がないことをもって、JEAC4206-2007 が熱伝導解析でクラッドを考慮することを禁止しているとは認められず、現にクラッドが存在する以上、熱伝導解析においてクラッドを考慮することは不合理であるとは言えない。」としています。ちょっと微妙な感じの判決ではあります。ここは控訴審でももちろん攻めていきたいと思っています。



◆震源極近傍の判断について

地震はどの原発でも問題になっているので、どこかで聞いたことあるかもしれませんが、美浜 3 号機については今、金沢の高裁支部でもやっていますね。震源が敷地に極めて近い場合の考慮の話については、

白木丹生断層と C 断層というのが、美浜原発の敷地のすぐ近くにある。新しく入った震源極近傍に関する規定があるのですが、近い場合には特別考慮しなければいけないというのがあるのに、それを考慮していない。これはとてもわかりやすい論点でした。これについてどういう判断をするのか。

多分皆さんもある程度知識はあるかと思いますが、この裁判の中でどう言ったかということ、震源極近傍規定というのは、敦賀原発の 1、2 号炉から 250m のところにある浦底断層が問題になった。浦底断層の露頭が震源極近傍に当たることを前提として設けられたものであるというふうに裁判所が言っている。そうすると 250m がどうかというのが一つの基準になって、本件原発で言えば、白木丹生断層については敷地全体と断層との距離は 600m だという認定をしました。あとは原子炉建屋との距離は 1.3km であると。敷地は広いですね。でも原子炉はピンポイントなので、断層間距離が 600m、原子炉との距離は 1.3km という認定をしています。C 断層についても基本的には同じです。敷地全体までの距離が 1.7km で、建屋との距離は 3km で、250m と比較して 6 倍以上の距離があるでしょうと堂々と言っています。これも控訴審では主張していくつもりです。

◆控訴審に向けて

最後に、控訴審をどう闘うかという話をしましょう。皆さんからも本当にたくさん支援をいただいて、私達もこんな結果になって非常に悔しいです。やっぱり事実上、次が最後ぐらいの気持ちで、高裁で出し切るというふうに思っていて、どういう闘い方をしていけばいいかというところで、我々の中でもここ 2 回ぐらいの弁護士会議では本当にいろいろ議論しています。ちょっと個人的な意見を言わせてもらおうと、やっぱり判決を見て、700 ページの判決を見た時点で、もう裁判官が相当大変なことだなというふうに思ったので、あんな判決を書かれたけれども、裁判官の視点に立たなければ駄目なのかなと思いました。裁判官の立場で僕はちょっと徹底的に考えていきたいと。場合

によっては原告視点とは違うこともあるだろうというふうに思うので、その部分のバランスの取り方をどうしようかと思えますけれども、可能な限り裁判官の視点に立つ。ぱっと思い浮かぶのは、争点が多すぎるということです。プラス難しい。我々は、原発問題に積極的に関心をもって代理人をしていて難しい問題でもやっていきますし、別の裁判でも活かせるけれども、裁判官って多分そうじゃない。たまたま来た事件というふうに思っている可能性があって、次また原発裁判を担当するとは全く思っていないだろうし、どこまで本気でこういう問題を、例えば地震、火山、中性子照射脆化、PTS とか減衰定数とか多くの専門的な問題についてどこまで真剣になって理解しようとするのか。しかも、興味を持たないとそれは多分入らないじゃないですか、我々人間ってというのは。裁判官だって賢いですが、やっぱり限界もあるし普通の人だという前提でいかないと、難しい問題をたくさん抱えてしまうと理解が追いつかなくなって、いわゆるコピペ判決、国側の主張に乗かってしまう可能性が非常に高いので、僕はどうしてもそれは避けたい。そうするとやっぱり争点を絞るということ。あとはわかりやすく書く、長い書面を書かないとか、そういうことを大きな方針として考えていきたいというふうには思っております。

やっぱり思考停止した時点で、ちょっともう住民側の主張を採用する可能性が下がってしまうのではないかという気はしてはいるので、特に控訴審の裁判官はどうなるかっていうと、先週ぐらいの時点でまだこの事件は地裁に記録が残ったままなので、控訴審の裁判官はまだ見てないのです。僕が電話したときに、近々、高浜原発の事件が高裁に行きますと。もうそろそろ高浜の方の記録が高裁に移っています。そこで裁判官が記録をまず見ます。いくつあるか、原告側が提出した書面は 131 まであります。被告と参加人の書面を併せれば 200 ぐらい書面があります。どれを見ればいいのかとか、判決は 700 ページあります。というふうに思ったときに、「ああ、これ俺今からやるのか～」と思われるんじゃないかと思うので、も

しかするともう既に我々はマイナスからスタートするんじゃないかという気がするんですよ、下手すると。というような人たちが我々のジャッジをするというふうに思っ、控訴理由書を作っていきたいと思っています。はい、とりあえず以上です。

◆北村栄弁護士団長より

藤川さんが今言われたように、非常に問題点満載の判決です。私自身は正直言うと、今の状況にあまり希望は持てないと思っています。ただ、我々がずっとおかしい、それから危険だということを言い続けていくことが、本当に大事だと思っています。弁護士にも新たに加わった弁護士がいますし、それから元裁判官の竹内浩史さんという方も加わって、体制を強化して頑張っていくので、皆さん一緒に頑張りましょう。(文字起こし・文章整理は本会事務局 菅井純子)

なぜ 今「乾式貯蔵」なのか？

若狭町 石地優

日本で一番多くの原発が稼働している福井県では今、原発から出る使用済燃料の置き場が無くなってきて、関西電力は県や立地自治体に対して乾式貯蔵施設を原発構内に設置する事前了解願を提出しています。1969年10月に敦賀原発1号機の初臨界により発生することとなった使用済燃料は、行き場がなくなり原発推進にとってもアキレス腱になっています。関電がその打開策と考えている乾式貯蔵施設について掘り下げてみたいと思います。

☆ 県内使用済燃料の搬出先は何処に？

1978年10月26日、関電は高浜原発の使用済燃料を再処理するためにフランスに搬出しています。これが県内使用済燃料の搬出の始まりでした。以来イギリスや、国内では、青森県の六ヶ所再処理工場、茨城県の東海村再処理施設に搬出されています。

また、1996年当時、県内では使用済燃料貯蔵プールが満杯になる問題が出てきて、県内事業者は1998～1999年に使用済燃料貯蔵設備の増強工事(リラッキング等)や貯蔵プールの共用化を図りました。こ

の頃に栗田元福井県知事は「原発の運転は認めるが県内に使用済燃料を置く所はない」と中間貯蔵施設の県外設置を求めました。歴代知事もこの方針に従っています。

☆ 使用済燃料は原子力政策の矛盾のあらわれ

日本の原子力開発は、1956年の原子力基本法の施行と原子力委員会の設置によって本格的に始まりました。福井県は、1957年に原子力の平和利用研究開発を目的として「福井県原子力懇談会」を設立し原子力開発をスタートさせました。

そして15基もの原発が造られ、原発銀座とまで言われる原子力集中立地地域になりました。運転開始から50年を超える原発が稼働し、廃炉作業中の原発も7基を数え、後始末を真剣に考えなければならない段階を迎えています。その間、大小事故や数多くのトラブルを経験しました。

県内では20万人を越える県民署名(・敦賀原発3・4号機増設署名、・もんじゅを2度と動かす署名)が取り組まれ、敦賀3・4号機は未だに本体着工できず、もんじゅは廃炉になりました。福井県民の声が多く集まった成果です。

一方、大事故や、反対運動が粘り強くあったにも拘わらず、今も原発は動き続け、使用済燃料は溜まり続け、にっちもさっちもいかないところに来ています。

原発の計画のあった当初から問題だった「地震列島で原発を造っていいのか」、「原発から出る放射性廃棄物の後始末ができるのか」については解消されず先送りされ今に至っています。使用済燃料を巡る乾式貯蔵はその矛盾のあらわれなのです。

☆ 原子力は先送りと責任回避(放棄)の繰り返し

日本は、核燃料サイクル政策をとっています。使用済燃料を直接処分しないで再処理するやり方です。ところが、その要である高速増殖炉は、もんじゅが廃炉となりありません。もう一つの要である再処理は、六ヶ所再処理工場が27回も完成延期となり、実現できていません。核燃料サイクルは事実上破綻しています。

2004年春、「19兆円の請求書一止まらない核燃料サイクル」の文書が国会議員やマスコミにまかれました。経産省原子力担当などをしていた中堅クラス6人の「核燃料サイクルについてはいったん立ち止まり、国民的議論が必要」との内容の反乱です。毎日新聞記者の大島秀利さんは、4月19日の大阪での集会で、2004年、18.8兆円だった核燃料サイクルの費用は、2024年には22兆円超となっていると報告しています。再処理工場は完成せず、費用は20年間に3兆円強増えています。この負担は私たち国民に課せられます。

核燃料サイクル政策をみてわかるように、原子力は政策の良し悪しを見極めずに、判断を先送りしていることがよくわかります。核燃料サイクルだけではありません。六ヶ所で保管している高レベル放射性廃棄物の最終処分地、福島第一原発事故の除染で出た放射性廃棄物の最終処分地の決定を先送りしています。

振り返って、福井県でも前述のとおり使用済燃料の搬出について、関電はなんども約束を破り30年近くになるのに、県外の間蔵施設の目処が立っていません。先送りです。

もう一つの原子力の特徴は、責任回避(放棄)です。福島第一原発事故の責任を誰かとったのでしょうか。裁判では、国も東京電力も原告に寄り添うことはありません。挙句の果てに最高裁は、国に責任はないと判断する酷さです。原発という万が一にも環境に放射性物質を放出する事故を起こしてはならないという責任感が国にも東京電力にもなく保身に走る姿勢は醜態そのものです。

振り返って、福井県の姿勢はどうでしょうか。使用済み燃料対策ロードマップが1年も経たず破綻した時、報道陣から知事の責任を問われた杉本知事は「責任は国と事業者にある」と答えていました。県民の安全を守る最後の砦となるべき知事の姿勢は責任転嫁でした。知事がそんな姿勢なので、県との交渉に対応する原子力安全対策課の職員は、ロードマップの見直しについて、六ヶ所再処理工場がまた延期になったらロードマップの実効性が無くなったと判断するのかとの

問いに、「国や事業者がそうならないように対応している」と国や事業者に責任を押し付けるばかりです。それどころか県民への説明会の開催についてまで、「国や事業者がするもの」と県としての責任を果たそうとしません。判断の先送りと責任回避(放棄)の姿勢の行き着く先は大事故だと思います。

☆ 何故、関電は「乾式貯蔵」を言い出したのか？

関電は、県内で出た使用済燃料を、まずはフランスやイギリスに搬出しました。海外への搬出が終わる頃、使用済燃料貯蔵プールが満杯に近づき、対策として使用済燃料貯蔵プールのリラッキング(使用済燃料のぎゅうぎゅう詰め)を始めました。ところが、六ヶ所再処理工場が進まず、中間貯蔵もできず、リラッキングしても貯蔵プールは満杯に近づき、関電は困る状況になりました。使用済燃料の行き場がなくなり最悪原発を止めなければならない状況に追い込まれたのです。止めることは何としても避けたい関電が出してきた窮余の一策が「乾式貯蔵施設の原発構内設置」なのです。

県外搬出の目処が立たないため原発構内に置くしかなかったのです。これが出来れば使用済燃料は六ヶ所再処理工場が稼働しなくても原発構内乾式貯蔵施設に置くことができます。ということは、使用済燃料の行き先が確保できて原発は止めなくてよくなるのです。ロードマップを出してきた関電の本当の狙いは乾式貯蔵施設設置だったのです。

☆ これ以上使用済燃料を増やしてはいけない

使用済燃料の搬出の歴史から乾式貯蔵施設設置まで述べてきました。県内原発の運転開始から55年が経っています。私たちはずっと先送りし続けてきた放射性廃棄物の後始末を現実問題として考える時期に来ています。

使用済燃料を増やさないためには原発を止めることが必要です。そのためには乾式貯蔵施設を造らせないことです。乾式貯蔵施設の事前了解願を多くの県民の声で認めさせないようにしましょう。

また、認められても杉本知事はロードマップの見直しの時に「ロードマップに実効性が無ければ乾式貯蔵

に行かない」と発言しています。六ヶ所再処理工場の完成が28回目の延期になれば、ロードマップの実効性が無くなり乾式貯蔵施設を止める可能性が出てきます。そうなれば原発が止まりこれ以上の使用済燃料を産み出さないことが実現できます。

☆ 使用済燃料や核のゴミは自分事！

2045年になると六ヶ所村に保管されている高レベル放射性廃棄物の保管期限がきます。最終処分場が出来なければ、発生元である関電に返される可能性があります。六ヶ所再処理工場が動かなければ六ヶ所再処理工場の貯蔵プールに保管されている使用済燃料は発生元に返されます。また、フランスに搬出された高浜原発の使用済燃料の処理後の高レベル放射性廃棄物は日本に返されます。関電の使用済燃料で出た分なので関電に返される可能性は高いと思われれます。

福井県は使用済燃料の県外搬出を言っていますが、今の状況は搬出どころか今以上の量を引き受けなければならないかもしれません。

乾式貯蔵施設設置は、私たちに使用済燃料や高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)をどうするか突きつけているのです。繰り返します。もうこれ以上使用済燃料を核のゴミを増やしてはいけません。私たちや子どもや孫を守るための瀬戸際です。



福井・石川県&核燃サイクルの訴訟

(係争中の訴訟:2025年7月22日現在)

*状況により情報が変更される可能性があります。

■ 大飯原発 3、4号機

- ◇ 係属裁判所:大阪地裁→大阪高裁
- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日:2012年6月12日。2020年12月4日一審原告勝訴！現在控訴審が進行中。

◇ 主な争点:基準地震動に関連して審査ガイドの「ばらつき」の考慮が焦点となっている。

◇ 経過:国は2020年12月17日に控訴。翌2021年6月8日の控訴審第1回口頭弁論後の進行協議及びその後の10月8日の進行協議期日において、裁判所が考えている争点は、①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性、②敷地内活断層(破碎帯)、③放射性物質拡散の抑制、の3テーマであることが示唆された。

2025年1月17日の第8回口頭弁論では、原告は敷地内破碎帯評価について、新F-6破碎帯の連続性評価、及び断層の三次元探査を実施していないことが、伊方最高裁判決に沿って「看過しがたい過誤・欠落」であることを主張。また基準地震動評価について裁判所は「地震モーメントの値は平均すべり量に影響し、平均すべり量の影響は短周期領域の地震動に影響するのではないか」と国に質問し、これに対して国は「地震モーメントの値は、震源断層全体の平均すべり量に影響するが・・・短周期領域の地震動は・・・震源断層全体の平均すべり量の影響を大きく受けるものではない。」と曖昧な回答をしている。これに対して原告は、関電が採用している計算方法でも、地震モーメントが増加すれば、短周期の地震動も増加することを主張。

4月18日の第9回口頭弁論では、国は第22準備書面、関電は準備書面(5)を提出。いずれの書面も破碎帯調査で三次元地震探査の必要がないこと、地震動評価では「ばらつき」の上乗せが不要であるというこれまでの主張の繰り返しであった。また裁判長が交代したことから、原告側は地震動について弁論更新としてプレゼンをしたい旨を要望し、裁判所側は協議の上でその結果を伝えることとした。裁判長は「終結を見据えた上で」と述べており、控訴審は大詰めを迎えている。

7月18日の第10回口頭弁論では、原告は、準備書面(13)(一審被告第22準備書面及び参加人準備書面(5)の地盤の変位に関する反論)及び準備書面(14)(地震動に関して一審被告第22準備書面第3

に対する反論)を陳述。国は第23準備書面(敷地内
 破碎帯に関する補充主張)を陳述。また懸案であった
 弁論更新として、原告と国の代理人は基準地震動に
 ついて各30分間のプレゼンを行った。

次回口頭弁論期日は11月13日(木)14:00から。
 大阪地裁202号法廷。

■ 大飯原発3、4号機

◇ 係属裁判所:京都地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2012年11月29日

◇ 主な争点:事故時の避難の困難性、活断層を含む
 地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃
 料溶融対策など。

◇ 経過:提訴から約13年が経過した裁判の審理は
 終盤に近付いており、次回9月25日の第48回口
 頭弁論期日で結審することとなった。

*この「京都訴訟」のホームページに、公正な判断を
 求めるための以下のような署名協力依頼が掲載され
 ています。2025年7月17日現在で7862筆の
 署名が集まっています。

◆公正な判断を求める要請署名にご協力ください。9
 月の結審、そして判決に向け、公正な判断を求める要
 請署名を集めています。皆さまの声が、司法の独立性
 を守り、公正な裁判を後押しする力になります。ぜひ
 ご協力ください(署名用紙がダウンロードできるよう
 になっています。)

<https://nonukes-kyoto.net/>

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号 機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:大津地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:関西電力

◇ 提訴日:2013年12月24日

◇ 主な争点:福島第一原発事故の原因論、判断枠組
 み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価
 問題等々多岐にわたる。

◇ 経過:主たる争点は地震、火山、そして避難計画の
 3つに絞られ、2025年2月6日の第43回口頭
 弁論期日をもって審理は終了した。この期日では冒
 頭、原告代表2名が意見陳述を行った。福島からの
 避難者である青田勝彦さんは「住民に相談することな
 く進められた福島第一原発について、差止め裁判を
 起こし、最高裁まで行って争ったが、訴えは退けられ
 た。しかし、福島原発事故は、裁判官の判断が間違っ
 ていたことを悲惨な形で証明することになった。なぜ
 裁判官たちは判断を誤ったのか、本訴訟における原
 告、被告の主張を見比べながら真摯に考えてほしい」
 と訴えた。さらに福島第一原発事故時の避難対象区
 域に自宅と診療所があった福田章典さんは「福島事
 故後、100mSv以下なら20mSvなら大丈夫と言
 われているが、放射線の影響には閾値はない。政治や
 社会の都合で科学が捻じ曲げられている。医師とし
 て、未来の子供たちに対する思いを馳せる立場から
 も原発を動かすことは容認できない。公正な判断をし
 てほしい」と訴えた。

また、原告代理人弁護士は、①本訴訟の出発点とも
 いえる原発事故被害について、②裁判所が判断すべ
 き枠組みなどの本訴訟の総論的事項、③新規制基準
 の不合理性、④地震に関する適合性判断の問題、⑤津
 波に関する問題、⑥避難計画の問題、⑦火山噴火の問
 題、⑧めどが全くたない放射性廃棄物の処理処分
 は将来世代への付け回しによる権利侵害=命をつな
 ぐ権利を侵害していることなど、最終準備書面の要
 点を説明した。そして、最後に井戸弁護団長が、今の
 政治に期待できない以上、原発を止める力を有する
 のは裁判所しかないとして、裁判長にその権限を適正
 に行使し、未来に希望をつなぐ判決をだすよう求め
 た。*判決言い渡しは12月25日。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

◇ 係属裁判所:名古屋地裁

- ◇ 裁判の種類:行政訴訟
- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主な争点:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非、とりわけ原子炉压力容器の中性子照射脆化などが争点。
- ◇ 経過:別件として扱われてきた高浜1、2号機と美浜3号機についての審理(口頭弁論期日は同日に行われている。)は2024年7月19日を最終弁論期日として結審となった。そして2025年3月14日、名古屋地裁は原告の請求を棄却、一部の原告については原告適格がないとして請求却下判決(いわゆる門前払い)を下した。原告側は3月28日に判決を不服として控訴。ただし一旦、原判決の原告全員で控訴し、後ほど控訴審の委任状が確認できた人を控訴人として確定することになる。控訴から50日以内に控訴理由書を提出しなければならないが、控訴審の論点について十分な検討が必要なため、弁護団は提出期限の延長を裁判所に申し入れている。8月末か9月上旬くらいまでに控訴理由書を提出される予定。その後、裁判所が記録を読むなど準備をしてから控訴審が始まるため、第1回口頭弁論までには、かなり時間がかかるものと見込まれる。

■ 美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所:名古屋高裁金沢支部
- ◇ 裁判の種類:仮処分
- ◇ 被告:関西電力
- ◇ 提訴日:2023年1月13日
- ◇ 主な争点:基準地震動、サイト近傍の活断層、避難の困難性の3点。
- ◇ 経過:運転開始から40年を超えて国内で唯一稼働している美浜3号機について、争点を絞って立地地元から早期の差止めの決定を求める訴訟。2023年12月12日の第5回審尋で結審し、本誌で報告したように2024年3月29日に却下決定が出され、4月11日に申立人は即時抗告している。

なお、同日に同じく却下決定が出された高浜1~4号機の仮処分申立てについても申立人は同日に即時抗告。

抗告審の第2回審尋は2024年11月1日に行われた。裁判長の交代があり、新裁判長は「本件の争点は基準地震動や老朽化など専門的な内容になる。立証責任論で決着をつけことになる」と述べた。立証責任論は「住民の人格権が侵害される具体的な危険をどちら側が立証する責任があるか」ということである。1審の福井地裁では住民側に立証責任があるとして敗訴した。裁判長は住民側に補充するように求めたので少しは期待が持てる可能性がある。今回の審尋では、住民側は、美浜原発3号機の1次系冷却水クールの海水系統戻り母管3系統の配管の減肉、および微小な穴が確認され、原子炉を手動停止するに至った老朽化事象について陳述した第3準備書面を提出。

第3回審尋は、2025年2月28日に行われた。住民側は、立証責任論、避難計画不備が具体的な危険を基礎づける理由、地震動評価の不合理性について準備書面を提出し、プレゼンを行った。この第3回審尋で、大野和明裁判長は、第4回審尋で審理終結し、夏休みの宿題として決定を書く旨述べた。

7月11日の第4回審尋では、原告側4人の弁護人が約50分間プレゼンテーションを行い、立証責任論、バラツキ問題、震源極近傍値振動問題、本件原発の減肉の事故、避難計画などについて準備書面を提出し、審理は終了となった。決定は年内に出る見込み。

*報告集会に参加した当会小野寺恭子の報告参照(巻頭です)。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日

◇ 主な争点:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。ところが2023年3月3日、原子力規制委員会は、審査会合において「活断層ではない」とする北陸電力の主張を妥当だと判断した。

◇ 経過: 2025年5月26日の第45回口頭弁論では、輪島市の浄土真宗大谷派寺院の僧侶の山吹啓さんが意見陳述。二十代の頃は原発など核の平和利用は積極的に推進すべきだと思っていた。そのころ思いがけない出会いがあり、福井県美浜原発のすぐそばに住む漁師から、「温排水を排出する海は、アワビも魚も海藻も化け物の海や。オレは二度と近づかん」という話を聴き、「人間が人工的に放射能を作るといことは自分たちが存在し得ない環境を作り出すことであり、人間の自己否定以外の何物でもない」と気づいたという。そして、能登半島地震での自らの被災体験と、志賀原発沖でも地震が続いている現状から、「志賀原発はこのまま運転せず廃炉にすべき」と訴えた。

原告弁護団からは第59及び第60準備書面を提出。法廷では宮本弁護士が第59準備書面(続・能登半島地震で明らかになった耐震安全性の問題点)の要約陳述を行った。具体的には、①志賀原発周辺の断層(とくに海底活断層)について調査が不十分であること、②能登半島地震クラスの地震が原発周辺で発生する相当程度の可能性があること、③敷地内活断層の調査・検討が不十分であること、④故障した変圧器の設計が甘すぎ、それが極めて重大な問題であること、についてパワーポイントを使って説明。そして、原子力規制委員会では原発建設を推進する側の電力会社に都合のいい資料しか提出されず、まして規制委の側から独自に調査することはなく、それを元にして裁判所が判断することには極めて問題がある、と指摘。

また閉廷後、非公開の法廷で今後の裁判についての進行協議が行われた。金沢訴訟の14年間のうち、半分近くが「規制委員会の判断を待つ」ことに無駄に費やされていることについて、原告弁護団は現在の裁判体はどう考えているのかと迫った。これに対して裁判所は「争点次第では、規制委の判断とは別に判決を出すことはあり得る」と述べ、原告被告双方に争点を明確にするよう求めた。進行協議に参加していた原告団長の北野進さんは「私たちは規制委の判断を聞きたくて裁判をしているわけではない。本件は私たちの人権の問題であり、それを裁判所に判断してもらいたい」と強く訴えた。

次回の第46回口頭弁論は9月22日(月)を予定。

■ 志賀原発1及び2号機

◇ 係属裁判所:富山地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名

◇ 提訴日:2019年6月18日

◇ 主な争点:本件原発の再稼働・再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働・再稼働を前提とした行為の差止を請求する。*会社法360条1項➡6箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

◇ 経過: 第22回口頭弁論は7月14日に行われた。裁判ではまず、原告団長・和田廣治さんに対する原告本人尋問が行なわれた。和田さんは原告弁護団事務局長の坂本弁護士の尋問に答えて、①被告北陸電力取締役らが「再稼働ありき」という考えから、「志

賀原発を再稼働したときの危険性や莫大なコストをほとんど検討していなかった」こと、②能登半島地震による5.2mの隆起のすさまじさを裁判官にわかってもらうため、「天井に届く測量棒は危険物」だとして許可しない裁判所に対して、メジャーで裁判所の天井を突き抜けるほどの隆起があったことを実感させ、③北電株主総会において、「馬鹿野郎、引っ込め！ただじゃおかんぞ！」などの怒号・罵声・野次があり、女性の株主がPTSDになってその後何年も総会に参加できなかったほど酷かったこと、④この裁判の途中で亡くなった3人の原告(多名賀さん、小嵐さん、瀧口さん)の無念の思い、などを陳述。この尋問に対して、被告代理人は数分間の協議後に「被告からの尋問は行なわない」と表明。

この後、裁判所と原告・被告双方の代理人との間で進行協議が行なわれた結果、原告弁護団は北陸電力の代表取締役である金井豊氏の被告本人尋問は困難との判断に至ったことから、当初予定された9月1日の金井氏尋問は無くなり、次回口頭弁論期日が最終弁論となって結審、そして年度内に判決という可能性が高くなった。

次回23回口頭弁論期日は10月1日を予定(ここで結審?!)。

*編注:1990年から北陸電力の株主総会に参加している和田廣治さんは、法廷での原告本人尋問のベースになっている2025年6月18日付の陳述書及び同年7月3日付の陳述書(2)を富山地裁に提出しています。前者の陳述書には、第1.経歴と株主総会参加の経緯、第2.株主総会での被告らの態度、第3.能登半島地震の衝撃と志賀原発の危険性、第4.本件訴訟での被告らの不誠実な態度、後者の陳述書では、1.2025年第101回北陸電力株主総会の状況、2.株主総会当日の金井豊被告の議長としての議事運営の問題点、といった項目ごとに和田さんらの訴えと被告らの対応が詳細かつ具体的に記載されており、今年6月28日の株主総会での「深層防護の考え方では、大規模な放射性物質の放出も想定し、実効性のある避難計画が必要。北陸電力も同じ考えか」

の質問に対して北陸電力の福村章常務が「新たな地震が発生しても、原子力災害が発生する可能性はない」と断言したことなどが描かれています。極めて読み応えのある内容です。関心のある方は「志賀原発を廃炉に!訴訟 原告団ホームページ」の「次回(10月1日)に最終弁論~結審か」の部分をご覧ください。ダウンロード可能になっています。

■ 宗教者による核燃サイクル訴訟

◇ 係属裁判所:東京地裁

◇ 裁判の種類:民事訴訟

◇ 被告:日本原燃株式会社

◇ 提訴日:2020年3月9日

◇ 主な争点:①原発は憲法違反である、②プルトニウムを生み出し続ける核燃サイクルは軍事転用の恐れがある、③使用済み燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは宗教者、信仰者としての倫理性に反する、④核燃サイクルは非人間的な被ばく労働を強いる。

◇経過:2023年10月5日の第6回口頭弁論期日から1年以上が経過した2025年1月30日によろやく第7回口頭弁論が行われた。この期日で、原告側は、地震に関する主な争点①地震の予知予測が不可能であることを前提に、規制基準が不合理であること、②本件施設の基準地震動700ガルは低水準(珍しくない)の地震動であること、③基準地震動が建設当初の375ガルから現在700ガルに引き上げられているにもかかわらず、アクティブ試験によって放射性物質に汚染されたため耐震補強工事ができないことから、700ガルに達しない地震であっても、本件再処理工場が危機的状況に陥るおそれがあることについて、被告準備書面に対する反論書面に基づくプレゼンを行った。また、原告である僧侶・田中徳雲さんが意見陳述。約800年の歴史がある地域の中心的な寺院の住職として、福島第一原発事故によって奪われた豊かな生活、事故の教訓として被害者であるとともに利便性のある生活を享受した加害者であることを学んだことなどを訴えた。

次回第8回口頭弁論は9月18日を予定。

本の紹介

ケイト・ブラウン著『チオルノービリ・マニュアル—原発事故を生きる』を読んで

小野寺恭子

「裁判の会」の会員である日野川静枝さんが送ってくださった500ページを超えるこの貴重な翻訳書『チオルノービリ・マニュアル』を前に「最後まで読みきれののだろうか？」と不安になりながらも読み始めました。

しばらく読み進めると、想像を超えるしかも現実にあった内容に目を瞑りたくなりました。読み続けることに挫折しかけた時、偶然にも購読している『こどけん通信』36号に掲載された本書の監訳者、ノーマ・フィールドさんの記事に出会いました。その中に「歴史家であるケイトさんは丹念に文書を探し出し、読み解き、資料に出てくる人たちを訪ねて対話する。文書も人も、どちらもあきらめずに追求し、真摯に向き合う様子が印象的です。」とありました。

チオルノービリ原発事故が引き起こした様々な事象や人々の状況を記録した文書、報告書や手紙、メモ、議事録を見つけ出し、登場人物たちを尋ね、その語られた言葉・出来事を丁寧に記録する—この分厚い『チオルノービリ・マニュアル』は、ケイトさんが、人生の多くの時間を費やし、後世に残すために奮闘した、貴重なノンフィクション作品なのだとわかりました。

長編であり、しかも内容の濃い本なので、私が印象に残った部分をケイトさんの文章とともにメモとしてお伝えします。

大都市モスクワに放射能を含んだ降下物を降らせないために航空機を飛ばしてベラルーシに人工雨を降らせ、ベラルーシはひどく汚染されたこと。放射能にまみれた羊毛工場で働く人たちの凄まじい被ばく労働。チオルノービリ大惨事は原子炉の構造に由来する事故だったのに運転員のせいにされたこと。ソ連政府は、IAEAには真実の半分しか伝えなかったこと。半径60キロの範囲の汚染された家畜の肉を汚染されていない肉と混ぜてソーセージを作る作業をしな

ければならない人たち……などなど、息をのむような内容が描き出されています。そして「日本でも同じように、知らされていない、隠された悲惨な闇があるのではないだろうか？」と思いました。

ケイトさんは序文で、「太陽光や風力発電所で事故が発生した場合でも死傷者が出る可能性はありますが、原子力発電所での事故は、社会や国家が管理することがほぼ不可能な規模と長期間にわたる危険をもたらします。この理由だけでも、時代や地理、文化、政治・経済システムが大きく異なる二つの地でありながら、チオルノービリの経験は福島で起きていることに正面から語りかけるのです」と、述べています。

ソビエトと日本政府・東京電力、「どちらも、放射線被ばく線量の規制閾値を『緊急レベル』に引き上げましたが、これは放射線業務従事者に対して設定された線量であり、最も脆弱な人口層である子どもや高齢者、妊婦に適したものではありません。…1986年と2011年の事故後数カ月あるいは数年にわたり、両政府は事故の環境および健康への影響を過小評価しています。」。さらに両者は「原子炉がメルトダウンした事実をすぐに公表しませんでした。」

「人がどれだけ管理しようとしても、放射性同位体は独自の環境を作り出します。そして、それらをどこか安全な場所に保管するために人が慎重に設計したシステムを壊してしまいます。このため、事故は継続するのです。」つまり、「明確な始まりと終わりというもの、私たちがいくらそれを望もうとも、核事故にはないということです」と、彼女は指摘しています。

こうした現実を直視して、政府の方針に抗って行動した市民について、ケイトさんはつぎのように高く評価しています。「私たちが有するチオルノービリについての知識は、ソ連政府が発行した生き残るためのマニュアルが差し伸べる安全を拒んだ市井の勇者に負うのである。…私は、保健省の公文書館に初めて西側から調査に来た歴史学者だった。そこで発見したのは、当時、地域の人にとって明らかだった事実—つまり1986年4月以降、健康な住民、とりわけ子ども

が次々と病気になったこと一を裏付ける圧倒的な証拠だった。」

また、次のようにも述べています。「それでも、ソビエト当局はいくつかのことを正しく行っています。…最も汚染された地域を隔離し、住民を長期的に避難させることが、被ばくを防ぐ最良の方法であることを知っていました。チェルノブイリ立入禁止区域は、事故からほぼ40年後の現在も無人状態です。」他方、「日本は異なる対応策を取りました。日本政府は、インフラ、産業、教育に数十兆円を投資し、地域に住民を呼び戻そうとしています。緊急事態宣言を撤回しないまま、汚染された地域へ人々の再定住を促し、若者のために工場や学校を開くことは、最も脆弱な人々を危険にさらすことです」と、警告しています。

最後に、ノーマさんの言葉を引用しましょう。

「放射能汚染は当然、福島だけの問題ではありません。地球上どこかで核災害が起きれば、結局、世界を汚染し、生き物を痛め付けます。核汚染とはそういうものです。この本は、チェルノブイリ原発事故の被害と実相を描き出すだけではありません。地球全体のすさまじい核汚染の現代史を示しています。私たちみんなが互いを支え合い、ケイトさんが大事にする『市井の勇士』の志を励みに、地球と生き物を愛しんで生きていきましょう」。

そして先に触れた『こどけん通信』の編集者の石田伸子さんは「私たちはすでに核汚染のなかに生きることを余儀なくされている。『安全安心』の呪文の沼から抜け出し、仕組まれた無知の中に閉じ込めようとする力に抗して、科学を政治から取り戻さなければ。いのちを守るために、本書が発する警告を共有し、力にしていきたい」と結んでします。

なおこの本は、すでにフランス語、ポーランド語、スペイン語、ウクライナ語、スロバキア語、そして韓国語に翻訳されています。「どうしても今の今、日本の読者に必要ではないか、と私たちは考えたのです。」(監訳者ノーマ・フィールド「あとがき」より)とあります。原子力発電所が当然のように稼働していく！復興という名のもと福島がきれいに忘れ去られ、

過去の出来事にされる前に、ぜひ図書館にリクエストしてでもお読みいただけたらと紹介します。また『こどけん通信』(36号)も、ぜひ目を通していただけたらうれしいです。

☆訳者：阿部純子、後藤倫代、繁沢敦子、藤田怜史、本行忠志

☆監訳者：日野川静枝、ノーマ・フィールド

☆発行所：緑風出版、2025年3月20日 初版第1刷発行

☆定価 4200円+税

*「こどけん」とは：「子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト」通称「こどけん」。2011年3月11日の原発震災のあと、福島を中心に、お母さんたちのサロンや勉強会・座談会、健康相談会や保養活動などを行ってきており、2016年からは福島から発信する情報誌『こどけん通信』を季刊で発行。



関電 原発新設に着手表明 怒り心頭！

小野寺恭子

7月20日

(日)に実施された参院選の投開票の2日後というタイミング(7月22日)で、関西電力の森望社長は、美浜原子力発電所での次世代型原子炉(革新軽水炉)へのリプレイス(建て替え)の検討に向けて、2011年から中断していた1号機(2015年に廃炉)の後継炉について現地調査を再開する意向を表明した。



この「革新軽水炉」には福島原発事故の教訓から、融け落ちた核燃料を受け止めて冷やす設備「コアキャッチャー」を設けるなどして既存の原発よりも安全性が向上しているという。仮にそうだとすると、確実に言えることは原子炉の新設により核のゴミだけは増え続けるということだ。

今回の「新設表明」では、大きな課題となっている使用済み核燃料のことについては全く触れていないようだが、現在、福井県内の関電の3原発では燃料プールが逼迫。搬出先に想定する青森県の日本原燃再処理工場は2026年度中に完成予定となっているが、これは完成予定が27回も延期された結果である。中間貯蔵施設の見通しも全く立っていないことから、敷地内での乾式貯蔵施設の設置問題が浮上つつある。関電社長はこれから地元説明を行っていくとしているが、そもそもたかだか数十年の発電期間の後に完全に負の遺産となった核のゴミを数万年にわたって引き受けていくはずの未来世代はまだ存在すらしていない。使用済み核燃料の県外搬出問題はこ

の同時代での「嫌なものの押し付け合い」だが、これはまだもの言える相手がある話である。まだ生まれてもない将来世代は何の文句も言えずに、否応なしにまた新たな核のゴミを引き受けることになる。こんな不条理な話はない。

7月30日、関電原子力事業本部前(美浜)で「老朽原発うごかすな！実行委員会」が呼びかけ、抗議集会を開かれた。体調が不安になるような炎天下であったが約80人が集まった。そして集まった人たちからの心底からの怒りの発言、コールが響いた。抗議集会では私たちの代表者が森望社長ら宛てに、新增設のための調査中止を求める申し入れ書を職員に手渡した。

私たちの「止めろ！美浜での地質調査」の大きな横断幕の真向いの事業本部の正面には「安全を守る。それは私の使命、我が社の使命！の行動宣言のもと、全社を挙げて安全文化を築き上げます。関西電力」とあった。

小浜の松本浩さんの短歌・・・
「核のごみ、残すわれらが のちの世の
ふるさとびとの嘆きを思う」

中嶋哲演さんが「いつも頑張っている皆さんに私は

付度して言えなかったが、今のままで同じ顔ぶれで反対運動していても、電力会社や県は私たちの足元を見ている。福井の各市町村から、これまでにない新たな人たちが反対運動に加わっていきけるようなものが作れないかと。オール沖縄が影響力を持っているように」。怒り心頭の今、自分自身も問われる。

中嶋哲演さんが「いつも頑張っている皆さんに私は

付度して言えなかったが、今のままで同じ顔ぶれで反対運動していても、電力会社や県は私たちの足元を見ている。福井の各市町村から、これまでにない新たな人たちが反対運動に加わっていきけるようなものが作れないかと。オール沖縄が影響力を持っているように」。怒り心頭の今、自分自身も問われる。

